

別表第1（第2条関係）

補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
住宅用太陽光発電設備	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものであり、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(2) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が本要件を満たすこと。）。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 国際電気標準会議（IEC）の規格又は日本産業規格（JIS）に適合しているもの</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センター（JP-AC）において設備認定に係る型式登録がされているもの</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電</p>

	<p>気を活用することができるもののうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>既存住宅に設置されている窓を断熱性能が高い窓への改修（内窓の設置を含む。）をするものであって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 国が令和6年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものを用いるもので、窓全体の熱貫流率U_wが1.9以下となるものであること。</p> <p>(2) 1室単位で外気に接する全ての窓（換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。）、300×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア及び勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等を除く。ただし、これらのもののうち（1）の断熱改修に係るものは含む。）の断熱化であること。この場合において、室とは、壁、ドア、障子、襖等の仕切り（カーテン、ロールスクリーンその他空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切りを除く。）で仕切られている空間をいう。</p> <p>(3) リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等に係るものであること。ただし、マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合は、エントランス、ロビー、階段、廊下その他居住の用に供していない共用部分に係るものも対象とすることができる。</p>
<p>電気自動車</p>	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、</p>

	<p>次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、佐倉市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、佐倉市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
<p>V2H充放電設備</p>	<p>電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>
<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する次の設備のうち、国が令和6年度以降に実施す</p>

	<p>る補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>(1) 急速充電設備（電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。）</p> <p>(2) 普通充電設備（漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。）</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備（主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。）</p> <p>(4) 充電用コンセント（電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。）</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド（(4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。）</p>
<p>住民の合意形成のための資料</p>	<p>マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。</p>